

事務連絡
令和5年3月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局
医薬産業振興・医療情報企画課
(マスク等物資対策班)
厚生労働省健康局予防接種担当参事官室

小児の新型コロナワイルスワクチン接種の体制整備に係る医療用物資の配布について

新型コロナワイルスワクチンの追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）については、「新型コロナワイルスワクチン追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）の体制整備に係る医療用物資の配布について」の一部改正について（令和4年11月30日付け事務連絡）において、個人防護具（以下「PPE」という。）の2回目の配布についてお知らせしたところです。

今般、「ファイザー社の5歳から11歳用の新型コロナワクチン（オリジナル株とオミクロン株（BA.4/5）の2価ワクチン）の配送等について」（令和5年2月16日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）及び「今後の新型コロナワクチン接種について（その4）」（令和5年3月7日付け厚生労働省健康局予防接種担当参事官室）において、小児（5歳から11歳）の新型コロナワイルスワクチン（小児用2価ワクチン）接種のための配送等を行うこととされています。

このため、新型コロナワイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、PPEに関して下記のとおり配布を行うこととしましたので、お知らせします。

各都道府県及び市町村におかれでは、新型コロナワイルスワクチンの接種体制を円滑に整備することができるよう、ご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】
(個人防護具の配布について)

照会先：マスク等物資対策班 配布担当

TEL：03-3595-3454

(その他体制整備全般について)

照会先：予防接種担当参事官室

TEL：03-3595-3287

記

1. 配布する PPE について

- 筋肉注射のワクチン接種に当たっては、一般社団法人職業感染制御研究会のガイドライン¹（以下「ガイドライン」という。）において、事務職員を含めた接種会場担当者はマスクの着用を、接種者及び薬液調整・充填等準備者は、手袋の装着が推奨されている。また、救急措置としてエアロゾル発生手技を行う可能性もあることから、N95 等マスク、アイプロテクション、長袖ガウン等を救急セットとして用意しておくことも推奨されている。
- 必要物品の確保については、基本的には、各都道府県及び市町村等において行うこととしているが、ワクチン接種を円滑に実施するため、今般、配布を希望する都道府県及び市町村に対して、ガイドラインの内容に基づき、必要な PPE（サージカルマスク、N95 等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋）の配布を実施することとした。
- また、各都道府県及び市町村における接種体制の整備に当たっては、ガイドラインの別添で示されている内容も踏まえられたい。
- なお、今回 PPE については配布を行うが、その他の必要物品の確保に関しては、引き続き、各都道府県及び市町村等において進められたい。接種体制確保に必要な費用については、「オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保について（その4）」（令和4年9月14日付け事務連絡）において、必要な予算措置を行うこととしている。

¹ 令和3年4月一般社団法人職業感染制御研究会「予防接種（筋肉注射）における個人護具の使い方（改訂版）」

（http://jrgoicp.umin.ac.jp/ppewg/im/ppeguideline_imvaccine_v1.pdf）

2. PPE の配布スキームについて

(1) PPE の配布要望数、配布先等の登録について

- 小児の住民に向けた新型コロナワクチン接種の実施を想定して配布を行う。
 - 今般の PPE 配布は別添の考え方に基づき配布数の上限を予め決定した上で、接種会場の確保を行う都道府県及び市町村に対して行う。
 - 都道府県は、小児向け新型コロナワクチン接種の実施に係る PPE について、別紙の登録様式を用いて、管内市町村の物資の配布要望数や配布先情報等を集約し、厚生労働省マスク等物資対策班 (mask_ppe-ctr@mhlw.go.jp) 宛報告する。
 - 別紙の登録様式には別添の考え方に基づき、厚生労働省において予め計算した各都道府県・各市町村の配布数が表示されるようになっている。この配布数は上限であるため、必要な数のみ報告いただいて差し支えないが、不要分を次回配布に繰り越しすることはできない。また、接種対象となる小児の 2 回接種等が完了した人数が多数である等により配布上限数では不足が見込まれる自治体については、個別にご相談をいただきたい。
 - 配送先を複数指定することも可能としているため、国から接種会場への直送を希望する場合は、接種会場ごとの必要情報を記載すること。また、別紙に、物資ごとの保管スペースの目安も記載しているので、必要な保管スペースが確保可能な配送先を選定すること。
 - 別紙の登録様式による配布要望数等の報告の締め切りは、以下のとおりとする。
別紙「小児（5 歳から 11 歳）の新型コロナワクチン接種に係る配布希望シート」による報告期限： 令和 5 年 3 月 31 日（金）
 - PPE の国からの配送については、下記(2)にあるように令和 5 年 4 月中旬を目途に実施することを想定しているが、同年 4 月上旬以前に PPE の受け取りを希望する場合は、別紙の登録様式による報告の締め切り（同年 3 月 31 日）の前に別途、個別に受け付けることとする。
- ### (2) 配送時期について
- 上記の PPE の配布スキームは、国からの配送に 20 日程度を要することを前

提としており、国からの配送について、令和5年4月中旬を目途に実施し、遅くとも同年5月中旬に完了することを想定して期限を設定している。

3. その他

- 本事務連絡によりオミクロン株対応ワクチン接種に関して配布の対応を行うこととしているが、これまでに国から配布した物資を今回的小児向けの接種に用いても差し支えない。
- 都道府県倉庫・市町村倉庫への配送を希望する場合、国配布の PPE を接種会場で使用するに当たっては、都道府県・市町村職員が接種会場に赴く機会に併せて持ち込む等の対応をされたい。
- ただし、たとえば、人口が多い地域であって、接種会場が多数にのぼる場合などは、配送による物資配分が効率的な場合も想定される。国配布の PPE に係る自治体による配送等の費用については、令和2年7月31日付け事務連絡「医療用物資の備蓄体制の強化について」における取扱と同様、国の財政措置の対象となる。